12　センターに、主任デジタル教育推進官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。
13　主任デジタル教育推進官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
14　センターに、デジタル教育推進官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
15　デジタル教育推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　情報通信技術を活用した教育等の推進に関する計画の策定に関すること。
16　センターに、主任学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
17　主任学術情報官は、学術情報官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに関する指導を行う。
18　センターに、学術情報官を置き、海上保安大学校長が指名する者をもって充てる。
19　学術情報官は、次に掲げる事務をつかさどる（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）。
一　学術情報の収集、整理、保管及び提供の実施に関すること。
二　学術情報の収集に関する計画の策定に関すること。

第十条の二　教務課においては、次の事務（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～七　（略）

第十二条　学生課においては、次の事務（海上保安国際研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～四　（略）

第十五条　図書館においては、海上保安大学校の図書に関する事務（学術情報センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この庁令は、令和六年四月一日から施行する。

第十条の二　教務課においては、次の事務（センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～七　（略）

第十二条　学生課においては、次の事務（センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
一～四　（略）

第十五条　図書館においては、海上保安大学校の図書に関する事務をつかさどる。